

「電気設備に関する技術基準を定める省令」等の一部改正について

令和 4 年 6 月
経済産業省
電力安全課

1. 改正の背景

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）においては、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の運転を管理する電子計算機に対して、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）に基づき、サイバーセキュリティ（以下「CS」という。）の確保を求めている。一方で、諸外国においては製鉄所等の産業施設へのサイバー攻撃も発生し、大規模な被害が生じており、また、電気保安分野におけるスマート化の進展にあわせて自家用電気工作物においてもCSの確保が重要となっていることから、自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）についても技術基準に基づくCSの確保を義務づけることとするため、電技省令の一部改正等を行う。

また、法第42条第1項において、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）第50条に基づき「保安規程」を定めることとしているが、特定送配電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の設置者についてもCSの確保を求めることとするため、これらの者の定める保安規程については、同条第3項第9号に基づきCSの確保を明記することを求めることとし、施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）を定める。

2. 改正の内容

（1）電技省令の一部改正

・CSの確保の拡大（第15条の2）

電気工作物のうち、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供するものについては、電技省令第15条の2に基づき、CSの確保が義務づけられているが、自家用電気工作物にも対象を拡大し、全ての事業用電気工作物を対象にCSの確保を義務づけることとする。

（2）電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部改正

・ガイドラインの引用（第37条の2第3号）

電技省令の技術的要件を満たすものと認められる技術的内容として具体的

な構造、材料等に係る仕様を示した「電気設備の技術基準の解釈」において、自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）に対する電技省令第15条の2に規定するCSの確保は、(3)において新規に制定する「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」によることとする。

(3) 自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）の制定

CSの確保の義務づけの対象を全ての事業用電気工作物に拡大することに伴い、新たに対象となった自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）が電技省令を満たすための具体的なCS対策の内容について、自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）（以下「ガイドライン」という。）において示す。

(4) 電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）の制定

特定送配電事業又は発電事業（法第38条第3項第5号に掲げる事業を除く。）の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の設置者についてもCSの確保を求めることとするため、法第42条第1項及び施行規則第50条の規定によりこれらの者が定める保安規程については、同条第3項第9号に基づきCSの確保を明記することを求めることとし、施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）を定める。

当該内規においては、保安規程に具体的に規定すべき事項について、特定送配電事業又は発電事業（法第38条第3項第5号に掲げる事業を除く。）の用に供する事業用電気工作物については日本電気技術規格委員会規格JES C Z 0 0 0 3（2019）「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」及びJES C Z 0 0 0 4（2019）「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること、自家用電気工作物については、ガイドラインによることを示す。

3. 今後のスケジュール

令和4年6月10日 改正

令和4年10月1日 施行